

# 業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 30 年 12 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

ナットウエスト・マーケット・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（証券）

（ナットウエスト・マーケット証券会社）

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 商号

ナットウエスト・マーケット・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（証券）

### 2. 登録年月日（登録番号）

平成 19 年 9 月 30 日（関東財務局長（金商）第 202 号）

### 3. 沿革及び経営の組織

#### (1) 当社の沿革

年 月	沿 革
昭和61年 8月	カウンティ・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド東京支店を設置
昭和61年 9月	東京支店は外国証券業者に関する法律に基づき、証券業の免許を受ける。また指定証券会社の指定を受ける。
昭和61年10月	東京支店営業開始
昭和62年 6月	カウンティ・ナットウエスト・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドに商号変更
平成 7年10月	ナットウエスト・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドに商号変更
平成10年11月	グリニッチ ナットウエスト・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドに商号変更
平成13年 4月	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドに商号変更
平成14年 7月	投資者保護基金の統合に伴い、証券投資者保護基金を脱退し、日本投資者保護基金に加入
平成18年12月	金融先物取引業協会に加入（平成 27 年 5 月 29 日付けで金融先物取引業協会を退会）
平成19年 9月	金融商品取引業者として登録
平成20年 3月	東京証券取引所 国債先物等取引参加者及び株価指数先物等取引参加者資格を取得（平成 26 年 4 月 30 日付けで取引所参加資格を返上）
平成20年 8月	大阪証券取引所 先物取引等取引参加者及び清算参加者資格を取得（平成 26 年 4 月 30 日付けで取引所参加資格を返上）
平成20年 8月	東京金融取引所 ユーロ円先物取引参加者、円金利スワップ先物取引参加者及び金利先物等清算参加者資格を取得（平成 26 年 5 月 1 日付けで取引所参加資格を返上）
平成20年 8月	エービーエヌ・アムロ・セキュリティーズ・(ジャパン)・リミテッドより事業譲受け
平成21年 9月	東京証券取引所 総合取引資格を取得(平成 26 年 4 月 30 日付けで取引所参加資格を返上)
平成30年 4月	ナットウエスト・マーケット・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（証券）に商号変更

(2) 東京支店の組織

添付別紙(A)の組織図をご参照ください。

4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー	100,000株	100.00%

5. 役員（国内における代表者を含む）の氏名又は名称

(ふりがな) 氏名又は名称	役職名
(やまもと けんじ) 山本 健児	日本における代表者 取締役社長
(とーます・じーくむんと) Thomas Siegmund	取締役
(あみつと・うばでいえい) Amit Upadhyay	取締役

6. 政令で定める使用人の氏名

(1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名

(ふりがな) 氏名	役職名
(ふくはら みつひと) 福原 光人	リスク管理本部長

(2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する者の氏名  
該当なし

- (3) 投資助言・代理業に関し、法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の営業所又は事務所の業務を統括する者の氏名

該当なし

7. 業務の種別

- ① 法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務
- ② 法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務
- ③ 法第 28 条第 1 項第 3 号イに掲げる行為に係る業務
- ④ 法第 28 条第 1 項第 3 号ロに掲げる行為に係る業務
- ⑤ 法第 28 条第 1 項第 3 号ハに掲げる行為に係る業務
- ⑥ 有価証券等管理業務
- ⑦ 第二種金融商品取引業

8. 本店その他の営業所又は事務所

名 称	所 在 地
本 店	香港、クイーンズ・ロード・イースト183、ホープウェルセンター、レベル54
国内における主たる営業所 東京支店	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号 新丸の内センタービル

9. 他に行っている事業の種類

金融商品取引業に付随する業務（法第 35 条第 1 項）

- ① 有価証券の貸借業務又はその媒介若しくは代理
- ② 有価証券に関する顧客の代理業務
- ③ 受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払いに係る代理業務
- ④ 投資証券等に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る代理業務
- ⑤ 有価証券に関連する情報の提供又は助言業務
- ⑥ 他の金融商品取引業者等の業務の代理
- ⑦ 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと
- ⑧ 他の事業者の経営に関する相談に応じること
- ⑨ 通貨その他デリバティブ取引に関連する資産として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ⑩ 譲渡性預金その他金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ⑪ 次に掲げる資産に対する投資として、運用財産の運用を行うこと  
投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定資産
- ⑫ 法第 35 条第 1 項のうち、上記に規定するものに付帯する業務

その他業務（法第 35 条第 2 項及び第 4 項）

- ① 貸金業の規制等に関する法律第2条第1項に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務
- ② 貸出参加契約の締結の媒介に係る業務
- ③ 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務
- ④ 債務の保証に係る契約締結の媒介に係る業務
- ⑤ その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務
- ⑥ 法第35条第2項のうち、上記に規定するものに付帯する業務

10. 金融商品取引業等に関する内閣府令第7条第3号イ及び第4号から第9号に掲げる事項のうち、行っている業務

有価証券関連業

11. 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

指定紛争解決機関：

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（第1種金融商品取引業）  
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター（金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介）

金融商品取引業協会：

日本証券業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

対象事業者となる認定投資者保護団体：

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（第2種金融商品取引業）

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当なし

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

14. 金融商品取引法第37条の7第1項第2号ロに規定する指定紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用する措置を講じております。

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

当期の業績につきましては、営業収益 5,182 百万円、純営業収益 3,415 百万円を計上するに至りました。販売費・一般管理費は、前期とほぼ横ばいの 2,747 百万円となりました。尚、特別利益に過年度における事業再構築関連見積もり費用の戻入として 187 百万円を計上致しました。また、繰延税金資産について、将来キャッシュフローおよび回収可能性を十分に検討した結果、法人税等調整額△234 百万円を計上致しました。

上記の結果、1,050 百万円の当期純利益を計上するに至りました。

### 2. 業務の状況を示す指標

#### (1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	平成 30 年 12 月期	平成 29 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
資本金の額	5,000	5,000	10,000
持込資本金の額	5,000	5,000	10,000
営業収益	5,182	8,104	5,409
(受入手数料)	3,383	2,791	2,322
((委託手数料))	-	-	-
((引受・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料))	-	-	-
((募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱い手数料))	-	-	-
((その他の受入手数料))	3,383	2,791	2,322
(トレーディング損益)	-	-	-
((株券等トレーディング損益))	-	-	-
((債券等トレーディング損益))	-	-	-
((その他トレーディング損益))	-	-	-
(金融収益)	1,799	5,313	3,086
金融費用	1,767	5,197	2,971
純営業収益	3,415	2,907	2,438
経常利益又は経常損失(△)	667	177	623
当期純利益又は当期純損失(△)	1,050	519	842

(2) 有価証券の引受・売買等の状況

① 株券の売買及び受託の取扱高

該当なし

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

		引受高	売出高	募集取扱高	売出取扱高	私募取扱高
平成 30年 12 月 期	株券	-	-	-	-	-
	国債証券	-	-	-	-	-
	地方債証券	-	-	-	-	-
	特殊債証券	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	119,850
	受益証券	-	-	-	-	27,000
平成 29年 12 月 期	株券	-	-	-	-	-
	国債証券	-	-	-	-	-
	地方債証券	-	-	-	-	-
	特殊債証券	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	10,000
	受益証券	-	-	-	-	13,000
平成 28年 12 月 期	株券	-	-	-	-	-
	国債証券	-	-	-	-	-
	地方債証券	-	-	-	-	-
	特殊債証券	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	10,000
	受益証券	-	-	-	-	-

(注) 特定投資家向け売付け勧誘等及び特定投資家向け売付け勧誘の取扱いについては該当なし。

(3) その他業務の状況

該当なし

## (4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	平成 30 年 12 月期	平成 29 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
自己資本規制比率 (A/B×100)	747.6%	1,394.4%	2,021.5%
控除後自己資本 (A)	10,759	9,891	14,300
リスク相当額合計 (B)	1,439	709	707
市場リスク相当額	0	0	0
取引先リスク相当額	667	108	129
基礎的リスク相当額	770	599	577

## (5) 使用人及び外務員の総数

区 分	平成 30 年 12 月期	平成 29 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
使 用 人	48 人	50 人	72 人
(うち外務員)	17 人	18 人	18 人

(注1) 使用人の総数には役員が含まれております。

(注2) 平成 28 年 12 月期までは、関係会社であるロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店の兼職者の人数を含めて報告しております。平成 29 年 12 月期においては、同支店閉鎖につき、当社のみの人数を報告しております。



### III. 財産の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

添付別紙(B)-1 をご参照ください。

##### (2) 損益計算書

添付別紙(B)-2 をご参照ください。

##### (3) 株主資本等変動計算書

添付別紙(B)-2 をご参照ください。

#### 2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：百万円)

	平成 30 年 12 月期		平成 29 年 12 月期	
	借入先	借入額	借入先	借入額
短期借入金	-	-	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー ロンドン支店	2,309

#### 3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

該当なし

#### 4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

該当なし

#### 5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法による法定監査対象外のため、会計監査人等による監査を受けておりません。

## IV. 管理の状況

### 1. 内部管理の状況の概要

#### (1) 顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法

顧客からの当社の業務に関するご相談または苦情は、営業担当者が受け付けます。営業担当者は速やかに所属長に報告し、所属長が責任をもって苦情の調査、顧客対応にあたり、事態の早期解決を目指します。法令違反等の疑義のある場合には、法務部およびコンプライアンス部とも連携を行います。なお、当社が業務委託している業務に関する苦情については、当該委託業務の監督部署の長がその対応にあたります。

#### (2) 内部監査部門について

営業部門、内部管理部門等全ての部門について、法令遵守及び内部管理のための措置が適切な手法及び頻度で実施されていることを検証し、内部監査体制の実効性を確認し、内部監査業務に関する記録・資料の保管を行います。内部監査は、当社の親法人の **NatWest Markets plc** のシンガポール支店の内部監査部門が行いますが、その業務の性質に鑑み、独立性を保持し業務を遂行します。また、本邦法規則及び日本語対応を要する監査は、日本の外部監査法人により内部監査部門の責任において実施します。内部監査部門は取締役社長およびマネジメント・コミッティ、ガバナンス・アンド・コントロール・コミッティへ報告を行っております。内部監査部門アジア地域責任者は、上記の経営委員会に月次で参加するほか、定期的に日本のオフィスを訪問します。

### 2. 分別保管の状況

#### (1) 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項目	平成30年12月31日現在	平成29年12月31日現在
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	-	-
顧客分別金信託額	100	100
期末日現在の顧客分別金必要額	-	-

#### (2) 有価証券の分別保管の状況

##### ① 保護預り等有価証券

(平成30年12月31日現在)

	国内有価証券	外国有価証券
株 券	- 千株	- 千株
債 券	- 百万円	59,149 百万円
受益証券	- 百万口	0 百万口
その他	-	-

② 受入保証金代用有価証券

該当なし

③ 管理の状況

当社の有価証券の分別保管は、法令に則って定めた「分別管理に関する規程（有価証券関連取引）」により厳格に管理されております。

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

① 法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

該当なし

② 法第 43 条の 3 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

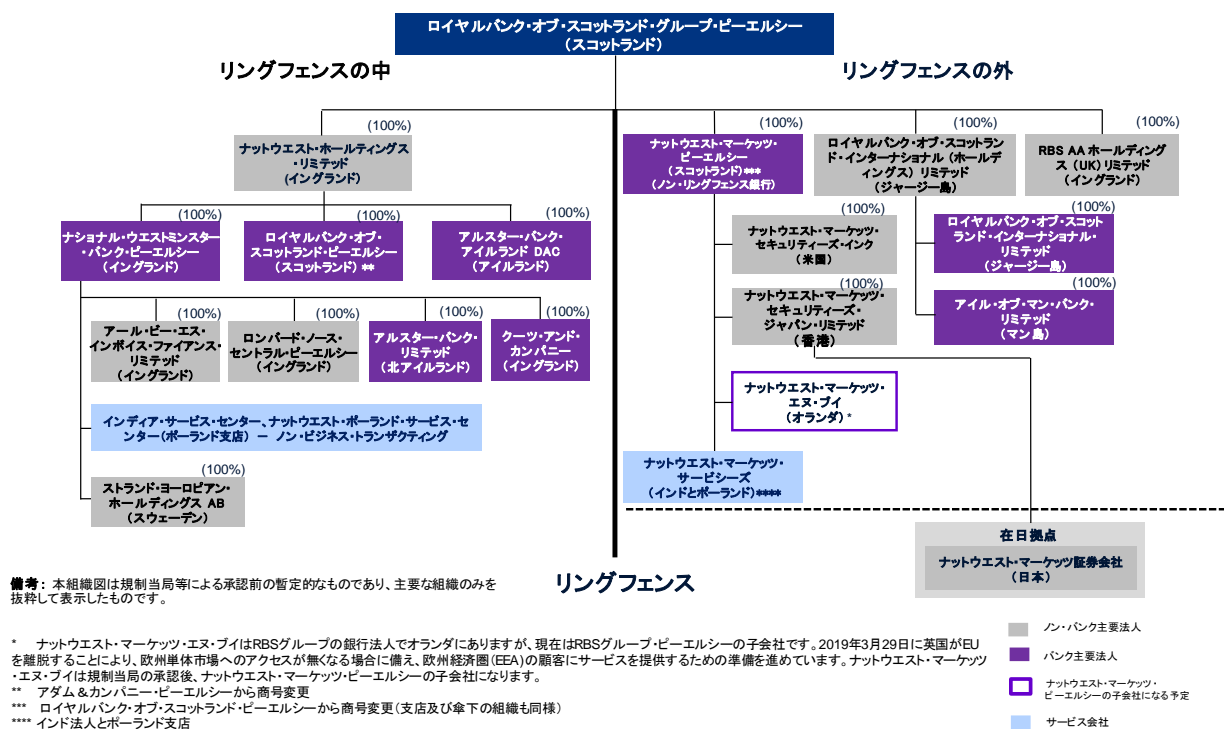
該当なし

## V. 連結子会社等の状況に関する事項

### 1. グループ構成図（平成30年12月31日現在）

## RBSグループ資本関係図(当社関係概略)

平成30年12月31日現在

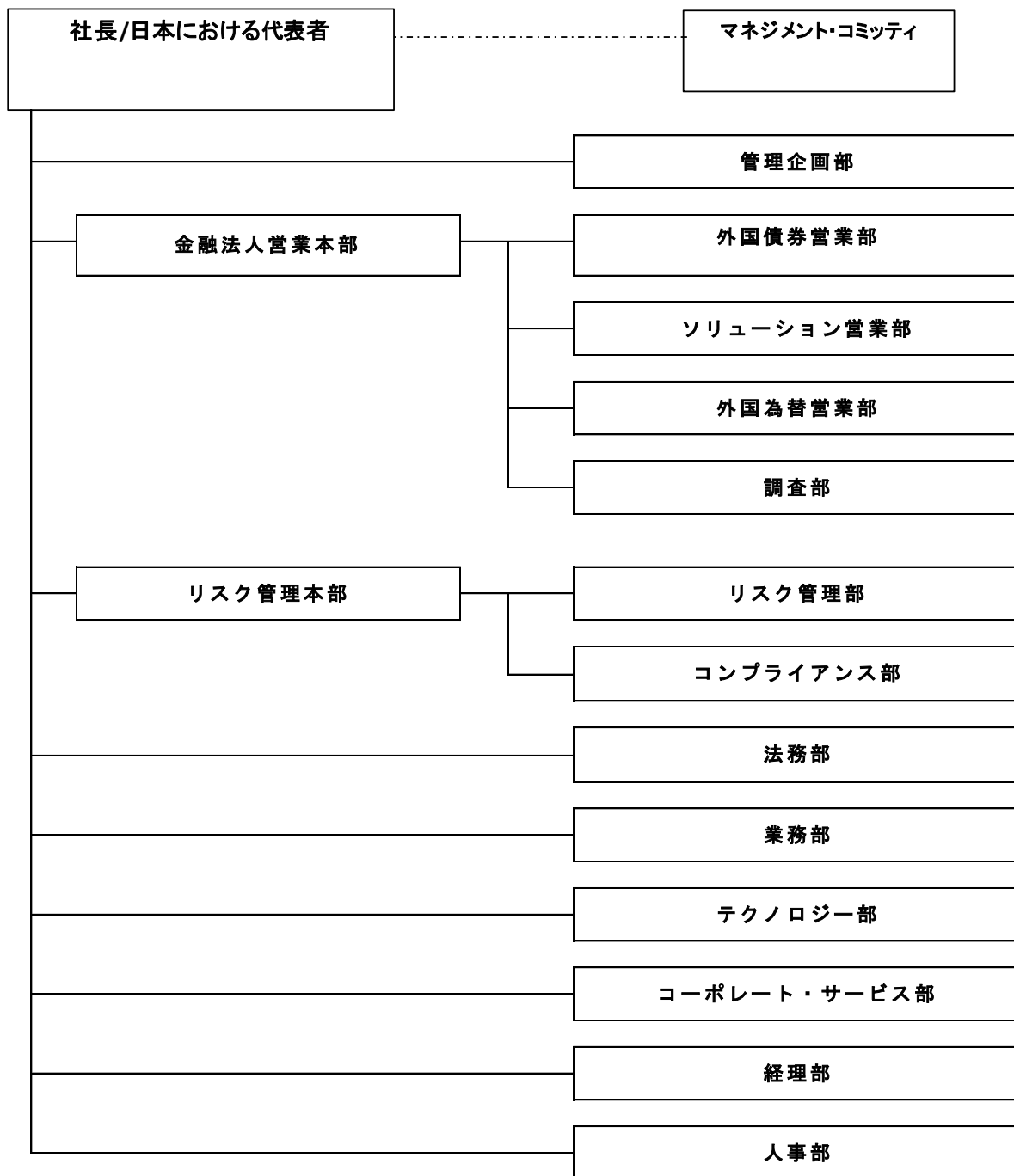


2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、基金の総額又は出資の総額、事業の内容並びに他の子会社等が保有する議決権の数の合計及び当該子会社等の総株主等の議決権に占める当該保有する議決権の数の割合

商号又は名称	本店又は主たる事務所の所在地	事業の内容	資本金の額、基金の総額又は出資の総額	保有する議決権の数の合計
				保有する議決権の数の割合
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー	英国 エジンバラ市 セントアンドルースクエア 36番地 イーエイチ 2・2ワイビー	持株会社 (注：ナットウエスト・マーケット・ピーエルシーに100%出資する持株会社)	12,049百万 英ポンド	—
ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー	英国 エジンバラ市 セントアンドルースクエア 36番地 イーエイチ 2・2ワイビー	銀行業 (親会社)	400百万 英ポンド	100,000株 100.00%
ナットウエスト・マーケット・セキュリティーズ・インク (米国)	米国 コネティカット州 スタンフォード ワシントンブルバード 600、06901	金融業 (親会社の子会社)	778百万 米ドル	—
ナットウエスト・マーケット・エヌ・ブイ	オランダ王国 アムステルダム クロードデブシー ラーン94、1082MD	銀行業 (関連会社)	50千ユーロ	—

# ナットウエスト・マーケット証券会社 組織図

平成30年12月31日更新



## (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	平成30年12月31日	平成29年12月31日		平成30年12月31日	平成29年12月31日
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>			<b>流動負債</b>		
現金・預金	12,263	12,390	トレーディング商品	-	-
預託金	100	100	商品有価証券等	-	-
トレーディング商品	-	-	デリバティブ取引	-	-
商品有価証券等	-	-	約定見返勘定	-	-
デリバティブ取引	-	-	信用取引負債	-	-
約定見返勘定	-	-	信用取引借入金	-	-
信用取引資産	-	-	信用取引貸証券受入金	-	-
信用取引貸付金	-	-	有価証券担保借入金	61,624	402,548
信用取引借証券担保金	-	-	有価証券貸借取引受入金	-	-
有価証券担保貸付金	60,571	404,191	現先取引借入金	61,624	402,548
借入有価証券担保金	60,571	403,088	預り金	21	21
現先取引貸付金	-	1,102	受入保証金	-	-
立替金	16	23	有価証券等受入未了勘定	-	-
募集等払込金	-	-	受取差金勘定	-	-
短期差入保証金	-	-	短期借入金	-	2,309
有価証券等引渡未了勘定	-	-	前受金	3	1
支払差金勘定	-	-	前受収益	-	-
短期貸付金	-	-	未払金	46	87
前払金	0	0	未払費用	508	1,404
前払費用	12	17	未払法人税等	-	266
未収入金	740	279	繰延税金負債	-	-
未収収益	111	676	賞与引当金	249	228
繰延税金資産	-	-	その他の流動負債	-	-
その他の流動資産	-	-	<b>流動負債計</b>	<b>62,453</b>	<b>406,867</b>
貸倒引当金 (△)	-	-	<b>固定負債</b>		
<b>流動資産計</b>	<b>73,816</b>	<b>417,678</b>	長期借入金	-	-
<b>固定資産</b>			繰延税金負債	-	-
有形固定資産	-	-	退職給付引当金	255	486
建物	-	-	その他の固定負債	334	414
器具備品	-	-	<b>固定負債計</b>	<b>590</b>	<b>901</b>
土地	-	-	<b>引当金</b>		
無形固定資産	-	-	金融商品取引責任準備金	0	0
ソフトウェア	-	-	<b>引当金計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
その他無形固定資産	-	-	<b>負債合計</b>	<b>63,044</b>	<b>407,768</b>
投資その他の資産	299	111	<b>(純資産の部)</b>		
投資有価証券	-	-	株主資本	11,071	10,021
出資金	-	-	持込資本金	5,000	5,000
長期貸付金	-	-	損失準備金	1,836	1,731
長期差入保証金	64	111	その他資本剰余金	2,063	2,063
長期前払費用	-	-	利益剰余金	2,171	1,226
繰延税金資産	234	-	評価・換算差額等	-	-
その他	-	-	新株予約権	-	-
貸倒引当金 (△)	-	-	<b>純資産合計</b>	<b>11,071</b>	<b>10,021</b>
<b>固定資産計</b>	<b>299</b>	<b>111</b>			
<b>繰延資産</b>					
<b>繰延資産計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>			
<b>資産合計</b>	<b>74,116</b>	<b>417,790</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>74,116</b>	<b>417,790</b>

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	〔自平成30年1月1日〕 〔至平成30年12月31日〕	〔自平成29年1月1日〕 〔至平成29年12月31日〕
営業収益		
受入手数料	3,383	2,791
トレーディング損益	-	-
金融収益	1,799	5,313
営業収益計	5,182	8,104
金融費用	1,767	5,197
純営業収益	3,415	2,907
販売費・一般管理費	2,747	2,738
営業利益	667	168
営業外損益		
営業外収益	1	10
営業外費用	1	1
経常利益	667	177
特別損益		
特別利益	187	503
特別損失	8	0
税引前当期純利益	846	681
法人税、住民税及び事業税	30	161
法人税等調整額	△234	-
当期純利益	1,050	519

## (3) 利益処分計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	平成30年12月31日	平成29年12月31日
当期末処分利益	2,171	1,226
利益処分額	-	-
次期繰越利益	2,171	1,226

外国法人であるため、事業報告書に準じて、株主資本等変動計算書に代えて利益処分計算書を作成しております。



## 注記事項

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

##### 売買目的有価証券

時価法（取得原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

##### その他有価証券

時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないものについては移動平均法による原価法を採用しております。

##### デリバティブ取引

時価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する基準によっております。

##### 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、当社所定の計上基準による支給見込額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

#### (4) 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (追加情報)

##### 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を適用しております。

また「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成30年3月23日付改正）に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法について、当期末より早期適用して表示しております。

### 2. 会計方針の変更

当期における会計方針の変更はございません。